

ある妓女の伝説

—南宋志怪小説管見—

岡本不二明

はじめに

功徳によつて転生するという、志怪小説に多く見られる因果応報譚である。そして現にわたし自身も、この説話記事を読んだ時、特別な興味も覚えずに読み過ぎてしまつたのであつた。

しかし『睽車志』とほぼ同時代に書かれ、より大規模な形で出版された志怪小説集『夷堅志』（洪邁著）を読んでいた時、この『睽車志』のわずか百字（原文）にも満たない一篇の記事が、きわめて奥行きのある説話伝承上の問題をはらんでいることに、気付かされたのであつた。以下で、そのことを紹介してゆこうと思う。

湖州の妓女、楊韻は、手づから法華経を写経したが、書く前には必ずもの忌みし、沐浴して衣服を換えた。のちに病氣になり、亡くなる晩には、母親の夢に現れお別れをして次のように言った。「お經のおかげで、今度烏程県（湖州）の府吏、蔡氏の家で娘として生まれ変わることになりました」この時、蔡氏の妻はちょうど妊娠していたが、その夜、夢で駕籠に乗つた人が家の門に入ってきたので、迎えると楊韻であった。彼女が「しばらくお世話になります」と言つたところで目がさめ、女児を出産した。楊韻の母親が他日やつてきて見ると、女児は彼女につこりほほえんだ。人々はみな不思議なことだと噂した。⁽¹⁾

先に掲げた『睽車志』の記事をくり返すならば、その内容は、湖州の妓女の楊韻が、日頃の篤い法華経の信仰のため死後に蔡氏の家に転生できたという話であつた。こうした仏教への篤い帰依が、幸せな転生をもたらすという筋書きは、その帰依する仏典に違ひがあるにせよ、六朝以来の志怪小説のなかに数多くみられる、類型的なものの一つであつた。しかし、それが湖州という場所を舞台にして、語られている以上、それはそれで理由があつたのである。

『嘉泰吳興志』（吳興は湖州の旧名）によれば、湖州烏程県の西北十五里の法華山にある惠覚寺の前身は、南朝・梁の普通二年に創建された法華寺であつたという（ちなみにこの寺は唐の李紳が大光禪師碑を書いていることで知られる）。そして同書卷十七には、この

地方に伝わる次のようないくつかの法華經をめぐる伝説がのせられている。

*僧慧進が『法華經』を百部伝写すべくお金をためていたところ、群盜に奪われそうになつたが、天の加護を得て無事きりぬけ、完成させた。

*西水寺の僧慧壽が『法華經』を誦して雨乞いをしていた時、「縁衣の人」が現れて雨を降らせる約束してくれた。しかし逆に大雨になつてしまい、「縁衣の人」は天界で罰せられた。
*報恩寺の慧隱は、ずいぶん質素な生活をしていたが、日夜『法華經』を誦するたびに、なぜか馥郁たる芳香が漂つた。⁽²⁾

湖州一帯は、福建などと並んで、まさに『仏國』の名にふさわしい宗教的な背景をもつていたのである。とすれば、楊韻の法華經の功徳による転生譚も、そうした土壤のなかで生みだされたと考えても差し支えあるまい。

第二章

これらの伝説からみて、湖州には古くより法華信仰が浸透していた様子がうかがわれよう。また同時にこの地方は、北宋末に起こり南宋を通じて異端の宗派として知られた白雲宗の根拠地であり、且つ「浙西道民」と呼ばれた卑賤な寺院の奉仏者たちを数多く生み出した土地でもあつた。⁽³⁾下つて元代に至つても、湖州長興県の東嶽行宮の重修のため田地を施捨した施主の名前の中には、妓女と推定されるものが多く含まれている(『兩浙金石志』卷十五および『吳興金石記』卷十三)。

しかし、同じ志怪小説の『夷堅志』支志庚(卷十)『楊可人』では、この楊韻の転生譚の前に、彼女と一人の士大夫との恋愛が語られている。

湖州の妓女、楊韻(字可人)は、紹興十年以後、その並外れた美貌とあざとい才能で名を知られていた。海陵(江蘇泰州)の人、仲弁(字彌性)が副知事であった時、すっかり彼女に溺れ、降格されようが処罰されようが構わない、と誓うほど宋代の浙西はもつとも仏教のさかんな地方であった。天台

であつた。のち仲井は事が表沙汰になつたため官を辞したが、楊韻は医者にわいろを贈り妊娠したと偽り引き止めようとした。二年後、彼女は遂に王亨道に笞打された。のち仲は常州に居住していたが、ある夜、夢に楊韻が現われて言つた。「私は急病におかされ、余命いくばくもありません。ただいつも妙法蓮華経を唱えていたおかげで、幸い地獄におちることを免れ、男子に生まれ変わることになりました。湖州城外の方二といふ弓手の家に転生いたします。あなたがもし昔のお気持ちをお忘れになつてなれば、急いで私に会いに来てください。おそらく間に合わないでしようが、後事を取り仕切ることはできますから。方氏の家は大変貧乏で、（生まれ変わった）私を養育できませんでしたから、どうぞお恵みをいただきたいのです。私が生まれてから三日後に、あなたがお会いに来てください。されば、きっと一笑を以てあかしと致しましよう」仲は夢からさると、すぐに舟に乗り、楊韻の家にやつて來た。しかし楊韻は血液の病氣で発作に苦しみ、何日も人事不省であった。次いで方二といふ弓手の家をさぐり当てた時、楊韻が亡くなり、同時に方氏の妻が出産した。仲は夢の話通り、三日後にまた訪ねて行つた。方氏が子供を抱えて見せると、仲を見て驚き一笑した。それ以来、仲はしばしば訪ねて面倒をみてやつた。以上の話は、仲が蘄春（湖北蘄州）の知事をしていた時、副知事だった張壽朋が親しく聞いたのである。⁽⁴⁾

楊韻は医者にわいろを贈り妊娠したと偽り引き止めようとした。二年後、彼女は遂に王亨道に笞打された。のち仲は常州に居住していたが、ある夜、夢に楊韻が現われて言つた。「私は急病におかされ、余命いくばくもありません。ただいつも妙法蓮華経を唱えていたおかげで、幸い地獄におちることを免れ、男子に生まれ変わることになりました。湖州城外の方二といふ弓手の家に転生いたします。あなたがもし昔のお気持ちをお忘れになつてなれば、急いで私に会いに来てください。

この話を収める『夷堅志』支志庚は、その自序によれば、慶元二年（一一九六）十二月八日にわずか四十四日間をもつて完成したとある。となると、淳熙の末か紹熙年間には世に出ていたと推定される『睽車志』のほうが、執筆の時期はずっと早い。ただし、『夷堅志』の方が、文末で述べているように、張壽朋を介して当事者の一方（仲井）から話を云々聞いていることもある。内容が詳細で且つ起伏に富んだ構成になっている。

『睽車志』が楊韻ひとりの素朴な転生譚であつたのに對し、こちらの『夷堅志』の記事は、楊韻と仲井との愛を通じて彼女の転生譚が語られている点に、大きな違いがみられる。そして、仲井の側が話を提供しているから、当然といえば当然かも知れないが、全体に男の側に話の比重がかかっていることが目につく。はじめの二人の愛と離別の経緯にしても、仲井は、あざとい妓女の手鍊手管に引きずり込まれた被害者といった姿で描かれ、後半の転生譚でも、昔の女に対する仲井の誠実さを強調するような話の運びである。その逆に女の方は、「並外れた美貌とあざとい才能で名を知られていた（用色藝敏黠著名）」とか、「医者にわいろを贈り妊娠したと偽った（貨醫詐為有孕）」とか、余り好意的には描かれていない。そのために、篤い信仰のゆえに転生を授かるという後半の応報譚との因果関係が、すつきりしない恨みが残る。

『夷堅志』のこの記事は、すでに述べたように、隆興から乾道にかけてのある時期、蘄州知事であった仲井が、その部下の張壽朋に

語つたものであつた。楊韻との出来事があつてからすでに二十数年も経過している。ゆえに、話の細部において、仲井その人の主観的な強調や無意識的な記憶の美化作用が働いていることは、充分考えられよう。当事者が語るから正確無比であるとは、必ずしも限らないのである。しかし、過去の出来事とはいえ、自分の人生を大きく変えた昔の恋愛事件を部下に語る仲井の心境は、どのようなものであつたのか？

第三章

仲井の辞職について『夷堅志』は「のち仲井は事が表沙汰になつたため官を辞した（及仲以章罷）」とのみ記しているが、事実はもう少し複雑であつた。

『宋史翼』卷二十八によれば、紹興二年（一一三二）進士に及第した仲井は、平江府の府学教授をつとめ、同五年に先の丞相、朱勝

非の推薦を受け、湖州通判に抜擢された。そして二年後（紹興七年）、丞相の張浚や参知政事で湖州知事をつとめたこともある陳与義などの推薦を受け、改秩のため杭州へ上る。しかし枢密使の秦檜が強硬に反対し、京口（鎮江府）通判に改められたうえ、さらに秦檜の意を迎える者によつて、湖州通判時代、声妓楊韻の誕生日に祭祀を行ない青詞（道教の祭文）を作つたと弾劾され、二階級降格される。——ここで『夷堅志』の記事の始めの部分を想起されたい。仲井が女に

おぼれて「降格されようが処罰されようが構わない、と誓つた（嘗約一鑄秩一受杖、無所辭）」というあの一段は、思うに、実際の降格処分から逆に創作された、物語性の濃い表現なのではあるまいか。さらにつけ加えれば、彼は紹興四年、つまり湖州通判として赴任する前年に、妻の陳氏を亡くしているが（『浮山集』卷四）、そのことも楊韻との恋愛に発展する一因となつたのかも知れない——とまれ、この処分以後、仲井は二十年余りにわたり蟄居隠棲の生活を余儀なくさせられることになる。『宋史翼』の記事に従えば、表向きは、妓女のために祭祀を行い青詞を作つたことが弾劾の原因であるものの、それは口実に過ぎず、要するに彼は、張浚・陳与義など主戦派なし中間派の人脈につらなる人間とみなされ、当時の実力者で金国との和平工作を推しすすめていた秦檜に嫌われたのである。そのことは、『夷堅志』の記事に遅れること二年、慶元四年（一一九八）の序をもつ王明清『玉照新志』の巻五の記事が、一層明確に物語つてゐる。⁽⁸⁾

た。『建炎以来繫年要錄』卷百五十五でも、紹興十六年十二月壬戌の条に、仲井に対し湖州通判時代に「倡女」と「通濫」したことが告発され、二階級降格の処分が記されている。仲井に対する処分が紹興十六年であつたとするならば、八年も九年も前の恋愛沙汰をむしかえして糾弾したことになる。⁽¹⁰⁾

現存する彼の詩文集『浮山集』（全七巻）には、「贈小妓」、「贈妓」などと記された詞が三首残っているが、それが楊韻に贈ったものかどうかは分からぬ。當時、妓女のために祭祀を行い青詞を作ることがどれほどの違法性をもつものなのか、寡聞にして知らないが、違法性の有無にかかわらず、人事上の降格左遷はどのような場合でも起こりうる。

龜山の知事の張九成（仲井と同年で状元）が、亡くなつた倡妓周氏のために僧道川に下火文（火葬の際の弔文）を作らせた例や、下つて元代に錢塘の洪道人が、娶つた妓女の死に際して、下火文を作つた例でさえ⁽¹²⁾、「滑稽輕佻」のそしりをまぬがれないものであつた。とすれば、戯れとはいへ、仲井が妓女のために祭祀を行ない青詞を書いてやつたという行為は、やはり軽率の部類に属するに違ひない。

『玉照新志』の「仲井と楊韻の事件は痛切ではあるが、やはり天を冒瀆すること甚だしいものだ」という非難は、もつともであつた——ただし付け加えれば、楊韻との事件を、仲井の「素行と相類せず、頗る不可解なり」（『四庫提要』卷一五八）として、暗にその青詞に疑問を投げかける声もないわけではない。

いずれにしても、紹興二年の科挙及第者二百五十九名のうち、第三甲の成績を残し、朱勝非・張浚・陳与義などの大物政治家たちの推挙を得、将来を嘱望されていたこの「淮上の知名の士」は、途なかばにして挫折の運命をたどつたのであつた。

第四章

唐宋を通じて士大夫と妓女との風流な恋愛は、枚挙に暇ないほど多い。北宋末でいえば、風流才子として知られた秦觀と長沙の義妓とのロマンスが、その代表であろう。⁽¹⁴⁾ しかしそうした機知に富んだ会話や詩詞を残した妓女は、全体をみまわせば、やはりひとにぎりの存在にすぎないのであるまい。

たとえば、宋代の法律判例文を集めた『名公書判清明集』は、当時の官妓について、次のように証言している。「弋陽県（江西）の県官で官妓に馴れ親しまないのは、思うに知事ひとりのみである」（『福建崇安の知事は』毎日宴会しては必ず朝まで騒ぎ、妓女にみだらなことを命じ、したい放題をした）。

当時の妓女がどの程度の生活水準にあり、どのような身分制度のもとで生きていたのか、正確に分からぬが、多くは売買の対象になり、一般庶民（良人、從良）との結婚を禁じられ、時として氣まぐれな士人に答うたれるという最下層の身分であったことは動かなと思われる。かの南宋前期の代表的な詩人にして、儒学者として

も知られる楊万里は、地方長官であつた時、配下の官妓が一人の教授と通じたため、怒つて女の顔に入れ墨をさせたと伝えられているが、そのような過酷な処置 자체、当時の官妓がどのような存在であったかを如実に物語つていよう。

唐代传奇小説の「李娃伝」のように、士大夫が妓女をめどる例が宋代にまつたくなかつたわけではない。⁽¹⁸⁾ しかし原則としては、あくまでもそれは「名教の罪人」「士友の辱」⁽¹⁹⁾と呼ばれるることを覚悟せねばならなかつた。たとえば仁宗朝の嘉祐六年（一〇六一）状元で進士合格を果たした王俊民は、久しからずして心の病におかれ亡くなつたが、彼の悲劇的な発病をめぐつて、結婚の約束をしていた娼妓を及第後に捨てたため、女が死んでたたつたのだ、という風聞が流れた。⁽²⁰⁾ 宋代には唐代のような門閥制度がなくなり、科挙制度の下で実力第一主義の風潮が支配的であつたが、官僚としての地位を維持してゆくためには、やはりそれなりの姻戚関係を作りあげる必要があつた。状元進士と娼妓との身分差は、埋めようもないほど隔絶していたのである。逆に次に掲げるのは、そうした重圧につぶされた不幸な一例である。

陳筑（字夢和）は福建莆田の人であつた。北宋の崇寧の初めに登科し、福州古田県の尉（警察署長）となつたが、娼妓の周氏におぼれてしまつた。周氏は詩をよくし、陳筑に次のような絶句を贈つた。「……（中略）……」のち二人は合歓

紅絹帯を作り、南山極楽院で心中をはかつたが、従者が知つて、寺の門を開け（帯を）ふりほどいたため、二人とも蘇生した。結局未遂に終わつたので、男は官を辞して去つた。女の方は南宋の紹興の初めの頃まだ生きていたが、ひどく老醜をさらし、家もたいへん貧乏だつた、とのことである。——『夷堅志』初志甲（巻六）「古田倡」

清の周壽昌によれば、南宋初の中興の名将、韓世忠・張俊・劉光世などの妻妾は、いずれも「樂籍」の出身であつたという。⁽²¹⁾ もつともそこには、彼らの活躍した時期が建炎から紹興の初期にかけての混乱期にあつたという事情も手伝つているかも知れないが、元来が軍卒上がりの「名將」たち——劉光世は目に一丁字なく、張俊は京師のやくざを見習い、配下の士卒の下半身に入れ墨を強制した——には、はじめから「名教の罪人」の意識などなかつたのであろう。

南宋において、士大夫と妓女との恋愛が政治的な事件にまで発展した有名な例としては、淳熙九年（一一八二年）浙東提挙であつた朱熹に摘発された、台州知事・唐仲友と官妓・嚴藥とのそれがある。この事件は、朱熹のいささか異常とも思われる糾弾もあつて、当時から様々な憶測を呼び、後世の朱子学者たちにも不可解な問題を残したことで知られているが、それはともかく、朱熹は種々の不正の罪状をもつて唐仲友を告発する一方、官妓・嚴藥を紹興府へ護送して厳しく取り調べた。しかし事件は、朱熹の強引な糾弾にもかかわ

⁽¹⁸⁾ 『夷堅志』初志甲（巻六）「古田倡」

⁽¹⁹⁾ 『夷堅志』初志甲（巻六）「古田倡」

⁽²⁰⁾ 『夷堅志』初志甲（巻六）「古田倡」

⁽²¹⁾ 『夷堅志』初志甲（巻六）「古田倡」

⁽²²⁾ 『夷堅志』初志甲（巻六）「古田倡」

⁽²³⁾ 『夷堅志』初志甲（巻六）「古田倡」

らず中央政府が最後まで動かなかつたこともあつて、結局不発に終わった。そして官妓・嚴華は、朱熹の後任の岳霖の計らいにより、

妓女の身分から解放され、「從良」（一般庶民）として帰ることを許された。『齊東野語』によれば、その後の彼女は「宗室の近属、納めて小婦と為し、以て身を終える」と、幸せな余生を送つたと伝えられる。

第五章

郭象『睽車志』の各記事には、末尾にその話の提供者が記されているのが通例なのであるが、冒頭にあげた楊韻転生譚では例外的に提供者の名前がないため、著者の郭象がいつごろ誰からそれを入手したのか分からぬ。しかし元来『睽車志』全体では、湖州に關係する説話記事は少なくないし、また提供者に湖州出身者や湖州在任者が何人もいる。⁽²⁴⁾ とすれば、記事の提供者の名前こそ分からぬものの、著者郭象がこの楊韻にまつわる伝説を、当時の湖州に關係する人から直接聞いた可能性は充分ある。言い換えば、楊韻転生譚がどこの誰とも分からぬ伝承の海を漂流し、原形をとどめないほど変貌したのち、郭象にたどりついたというのではなく、著者郭象が、楊韻の死後に発生した伝説をその発生現場からダイレクトに耳にしたのではないか、とわたしは推定したいのである。というのも、『睽車志』と『夷堅志』の転生譚では、その応報の点で大きな隔たりが

見られるからである。

冒頭の『睽車志』の記事を想起してほしい。そこでは、楊韻の転生が「序吏」の蔡氏の家へと行われていた。この「序吏」とは、いわゆる「胥吏」（下級役人）を指す。周知のように中国にあって胥吏は、歴代にわたり農民、庶民に対する直接の政治の窓口を担当した。科挙を通つた上大夫知識人の多くが、「官」として次々と任地を変え出世してゆくのに対し、「吏」は現地採用の下級役人であり、給与もなく、終生その職場を変えることがなかつた。そして彼ら胥吏は、士大夫と違つて訴訟、徵稅、賦役などの実務処理に精通していたから、様々な口実を作つては無知な農民から収奪をおこない、さらには役所の内部においてすら、上司の「官」に平然と賄賂を請求するほどであった。官僚機構の末端搾取階級にして地域の顔役といふ胥吏は、農民や庶民の目には、まさに直接自分たちにかかる、おそるべき権力者として映つたことであろう。だからたとえば、『水滸伝』の百八人の豪傑たちの首領が、なぜあの無能な宋江であらねばならなかつたのか、という理由の一つに、彼の出身が胥吏であつたことが指摘されているほどである。⁽²⁵⁾

そしてこの畏怖すべき連中が、人々にとりもつとも身近な権力者であつたがゆえに、同時にそうありたいという願望の対象に転化するということは、充分に考えうることである。妓女という最低の身分から胥吏の家への転生は、ほかでもなく楊韻が真摯に法華經を信仰していたからこそもたらされた至上の応報なのであり、そ

のことは、とりもなおさず、この伝説を語っていた人々の社会的な階層を暗示しているのではあるまいか。

他方『夷堅志』では、方二⁽²⁾という「弓手」の家に転生した。「弓手」とは、一名「弓兵」とも呼ばれ、県尉（県の警察署長）の配下で犯罪人の逮捕、護送、留置などに従事した、今でいう巡査である。それも職業化されたものではなく、人民からの徵用であった。胥吏のポストが、王安石の元豐の改革以降、次第に職業化（給与を保証）され場合によつては「官」にまで出世できる道が開かれるようになり、世襲の傾向も強まつていつたのに比べれば、「弓手」の地位ははなはだ低いといわざるを得ない。現に楊韻が言うように、この方氏の家は「極貧にして、我を育てること能はず」という経済状態であつた。要するに『夷堅志』の場合、妙法蓮華經（法華經）の功德でもつて転生したとはい、『睽車志』に比べて、それが必ずしも十全な応報という形になつていないことに、わたしたちは気付かされよう——むろん、経済的に満たされていないからこそ、仲井の援助が必要になつてくるとも言えるのであるが。

妓女楊韻は、仲井が去つてのち役人に笞打たれ、血液病の発作に苦しんだ末、湖州烏程で薄幸の生涯を閉じた。この一人の哀れな妓女の運命に対し、当時の湖州の人たちは、一体どのような気持ちおわりに

を抱いたことであろうか。またすでに述べたように、この湖州は法華信仰を始めとする様々な宗教の深く浸透した土地であった。伝説が生まれるのにふきわしい条件はととのつていたのである。ひるがえつて思い起せば『睽車志』の記事の結び、「人々はみな不思議なことだと噂した（人咸異之）」という言葉は、単なる志怪小説の常套句（いかにも本当の話らしくみせるための）ではなく、文字通り湖州のある階層の人々によつて楊韻転生の伝説が語られていたことを示しているのではないか。

そしてここから想像の翼を広げれば、仲井がその部下にかつての恋愛事件を語つた時には、すでに湖州を中心としてこの楊韻転生の異聞が広く流布していたのかも知れない。もしそうであるとすれば、彼が自分の話の後半に転生譚を加え、彼女の転生を見届ける役を、母親から自分に変えたのは、おそらく不幸な愛に終わった彼女に対する、せめてもの（物語上の）償いを自分に課そうとしたからとも考えられる。

小説の語る史実が必ずしも高尚な事柄ではないこと、言を待たないが、しかしづか百字にも満たない一篇の志怪記事にも、その後には南宋初期の社会があり、人々の生き方が投影されている。今回はそのことを問う、ささやかな試みであつた。

（完）

妓女楊韻は、仲井が去つてのち役人に笞打たれ、血液病の発作に苦しんだ末、湖州烏程で薄幸の生涯を閉じた。この一人の哀れな妓女の運命に対し、当時の湖州の人たちは、一体どのような気持ち

注

(1) 湖妓楊韻、手寫法華經、毎執筆、必先齋素、盥沐更衣、後病死、死

之夜、其母夢韻來別、云以經之力、今即往生烏程縣廳吏蔡家作女、

時蔡妻方娠、是夜夢與及門者、迎之則韻也、云來寄宿、寤而生女、其母他日來視、女為之啞然一笑、人咸異之。（テキストは『筆記小説大觀』本、卷一）

(2) 『睽車志』卷一〈21〉の「湖州の楊札（提供者）の母親の知人で尼僧の法安に、蓮師という娘がいたが、蓮花香のにおう不思議な娘だつた」という話は、内容的にこの伝説に酷似している。

(3) 竹沙雅章『中国佛教社会史研究』（一九八二年、同朋舎）第七章

「浙西の道民について」および第八章「元朝の江南支配と白雲宗」参照

(4) 湖妓楊韻可人者、紹興十年以後、用色藝敏黠著名、海陵仲彌性并通判州事、為所惑、嘗約一鐫秩一受杖、無所辭、及仲以章罷、韻貨醫詐為有孕、一年後、竟為王亨道所撻、仲寓居常州、一夕夢之曰、我抱病甚亟、且死矣、平生誦妙法蓮華經、以故可免墮落、得作男子、

只在湖州城外方二弓手家託生、君若不忘故情、幸急來視我、正恐已

無及、尚可周旋後事、方家極貧、不能育我、望加意賙給、我生三日後、煩君來、當以一笑為證、仲寤、遽登舟、到即詣其室、韻困血疾暴作、連夕不知人、又訪得方二弓手家、韻死、方妻生男、仲既悉如前戒、經三日復往、方氏使抱兒出見、望兒」驚笑、自此仲數存拊之、仲為斬春守、張壽朋為伴、親聞其言。（テキストは北京中華書局本、全四冊、一九八一年）

(5) 著者、郭彖（字次象、または伯象）の事跡が分からぬことも手伝

つて、その執筆や刊行の時期は詳らかにしがたいが、およそは紹興半ばから淳熙半ばにかけて、三十年以上にわたって編纂執筆されたものと推定される。『睽車志』の記事でもっと下がる日付は淳熙八年であり、慶元二年二月刊の『夷堅志』支志丁（卷八）の「趙三翁」が、もともと『睽車志』の記事であると断つた上で転載していることから見て、おそらく淳熙の末から紹熙年間には『睽車志』が世に出ていたと推定しても、それほどのはずではあるまい。南宋後期の『貴耳集』（卷上）は「憲聖在南内、愛神怪幻誕等書、郭彖睽車志始出、洪景盧夷堅志繼之」と記し、あたかも『睽車志』が先に刊行されたような書きかたであるが、『夷堅志』は周知のごとく紹興三十一年、二年に初志甲二十巻が刊行され、以後洪邁の亡くなる嘉泰二年まで断続的に刊行されていったので、『貴耳集』のいうのは『夷堅志』の刊行完了以前に『睽車志』が出版された、という意味なのであろう。

(6) 『夷堅志』の各記事にはその末尾に、細字で記事提供者の名が記されているのが通例であり、この仲井・楊韻の話もその他の三件の記事とまとめて「右四事子理説」と書かれている。「子理」とは本文の末尾に出ている張壽朋の子供、張振之（字子理）をさす。つまり『夷堅志』のこの記事の正しい伝聞経路は、(1)隆興～乾道初のころ知蘄州であった仲井が、通判の張壽朋に語った。(2)張壽朋が息子の張振之に語った。(3)慶元二年に張振之が洪邁に語った、となる。

(7) 仲并字彌性、揚州江都人、……（中略）……、旋通判湖州、後三年、

張浚與湖守陳與義復以名聞、召至闕、而極密秦檜頗不謂然、并即移

疾出倅京口、言者希檜意、劾并前通判湖州日、為籍中声妓楊韻、作

生朝設醮青詞、降三官、自是屢遲閑退者二十年、孝宗初元、擢光祿

丞、知蘄州終、著有浮山集十六卷。

(8) 仲彌性并、淮上知名士也、登第之後、諸侯交辟、久之得通判湖州、

楊娼韻者、以色藝顯名一時、彌性惑之、輦與偕老、韻以誕日嘗作醮

供、彌性為代作醮詞云、……（中略）……、仲楊故事、雖甚親切、

然譴穹甚矣、尋即俱去、適王承可鉄為郡守、與之啓云、……（中略）

……、已而興大獄、彌性坐廢二十餘年、逮秦檜之殂、始獲昭雪、繼
而入丞光祿、出守蘄春、以疾終于淮東議幕。

(9) 左奉議郎仲并、特降二官、坐前通判湖州與倡女通盜、為言者所劾、
有司鞫實故也。

(10) そのほかに、仲并の事跡について記す当時の資料としては、次の二
つがある。

(ア) 周必大『平園續稿』卷十四所収の「仲并文集序」

この序は慶元六年七月に書かれているから、「夷堅志」（慶元二
年）や「玉照新志」（慶元四年）より遅れる。楊韻との事件につ
いては何も触れずに、ただ秦檜に気に入られず湖州通判から京口
通判へと転任となりのち隠棲したことを記すにとどまる。

(イ) 陳振孫『直齋書録解題』卷十八・「浮山集」十六巻の条

楊韻とのことに関しては、仲并が作った青詞を好事家が伝説した

ため、やがて漏れ広がって事件に発展したと記し、事件後の「訓
詞」（戒告文）を一部つけくなっている。

* 「四庫提要」の言うように、仲并の経歴には混乱や空白が多く、
不明朗さがつきまとっている。たとえば紹興五年から七年まで湖
州通判のはずであるが、一方で「中興行在雜買務雜賣場提轄官題
名」に紹興六年朝請郎仲併（并に同じ）の名が見えたりしている。

龔明之『中吳紀聞』卷六「周妓下火文」

陶宗儀『南村輶耕錄』卷十五「與妓下火文」

「夷堅志」初志甲卷十「紅象卦影」

秦觀と長沙の妓女との恋愛は、「夷堅志」志補卷二「義倡伝」及び

「容齋四筆」卷九「辯秦少游義倡」に詳しい。そのほか『宋稗類鈔』

卷四「閑情」などを参照。

【名公書判清明集（全十四卷）】（一九八七年、北京中華書局）卷

一「狎妓」および卷二「知縣淫穢貪酷且与対移」

【事文類聚】後集卷十七に引く「魏泰詩話」の「好答官妓」参照

(ア) 張端義『貴耳集』卷下、「楊誠齋帥某處、有教授狎一官妓、誠齋怒、
驟妓之面、押往謝辭教授、是欲愧之、……」

(イ) 同右卷中に收める福建の人、李珏が、科挙受験の際に自分を援助し
てくれた邑妓劉氏を、県令に除籍を乞い娶る話。

【名公書判清明集】卷九「士人娶妓」

張師正『括異志』卷三「王廷評」

【思益堂日札】十巻本の卷二「名將妻妾」

(22) 【鶴肋編】卷下に「車駕渡江、韓劉諸軍皆征戍在外、獨張俊一軍常

從行在、擇卒之少壯長大者、自臂而下文刺至足、謂之花腿、京師舊
日浮浪輩以此為誇、今既効之、又不使之逃於他軍、用為驗也、然既

苦楚、又有費用、人皆怨之」

(23) 【夷堅志】支志庚（卷十）「吳淑姬嚴藥」や【齊東野語】卷十七、

卷二十などが詳しい。ちなみに【夷堅志】のその記事は、仲井・楊

韻の記事と同じ巻に収められている。

(24) 卷一〈4〉の提供者の韓亞卿は湖州武康県の知事、卷一〈8〉に出

る楊邦弼（字良佐）は【睽車志】の著者郭彖の外舅（妻の父親）で、

湖州出身。卷一〈21～23〉の提供者の楊札は湖州の人、卷三〈14〉

および卷四〈14〉の提供者の鄭咸も湖州武康県の丞（助役）、卷六

〈6〉の提供者の呂仲發は湖州安吉県の知事など。

(25) 高島俊男『水滸伝の世界』（一九八七年、大修館書店）

(26) 【睽車志】卷二〈23〉は「隴州汧源県（陝西鳳翔府）の官舎に土地

神に仕える妓女たちが出現し、県知事に往生するため法華經を誦
してほしいと哀願する」話である。妓女と法華信仰という階層的な
結びつきがあつたのかも知れない。

(27) 宮崎市定『アジア史研究（第四）』（一九五七年、同朋舎）所収の「宋

元時代の法制と裁判機構」、梅原郁『宋代官僚制度研究』（一九八五
年、同朋舎）所収の「宋代胥吏制の概観」など参照。

（一九八八年五月九日受理）